

# (有)東部タクシー 車内カメラ管理運用規定

## 1. 趣旨

この規定は、車内カメラの設置及び運用に関し、次項に定める設置目的を達成するため必要な事項を定めるものとし、もってその適正な運用を図るものとする。

## 2. 設置目的

車内カメラは犯罪の予防、タクシー事業遂行上のタクシー車両による事故の未然防止、発生時における事故原因の分析究明、乗務員の安全確保並びに安全運転への意識の高揚を図ることを目的とする。

## 3. 管理責任者

- (1) 車内カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、稲村雅士とする。
- (3) 管理責任者は車内カメラの適正な運用を図るため、管理補助者を置くことができるものとする。
- (4) 管理補助者は、管理責任者が任命した者とする。
- (5) 管理責任者等の責務は次の通りとする。
  - ① 映像及び録音等の記録（以下、「記録データ」という）により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関する事。
  - ② 管理補助者に対する指導、監督に関する事。
  - ③ その他記録データ等の適正な取り扱いに関する事。

## 4. 車内カメラの設置場所

営業車両に設置するものとし、車内カメラを設置運用している旨を車両に適宜表示し、タクシー利用者に周知するものとする。

## 5. 記録データ等の管理

- (1) 管理責任者又は管理補助者は、記録データの不正利用、外部流出、改ざん及び滅失等を防止するため、記録データ等の保管期間中は施錠の出来る設備で厳重に管理する。
- (2) 記録データの保管は、原則として一ヶ月以内の範囲内で期間を定め、不要となった記録データ又は当該期間経過の記録データ等は速やかに消去する。但し、管理責任者が特に必要があると認めた場合、保存期間を延長することができる。

## 6. 記録データ等の第三者への提供の制限

記録データは、設置目的以外に利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者への閲覧、提供をしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合
- (3) 裁判所から提出命令等により当該裁判所に提出する場合
- (4) 乗務員及び一般市民の生命・財産の安全確保、その他公共の利益のために止むを得ないと認められる場合
- (5) 共済契約を締結している新潟県ハイヤー交通共済協同組合から事故原因の分析・究明・調査のために提供を求められた場合

## 7. 解析管理ソフト

- (1) 解析管理ソフトは、管理責任者又は管理補助者が使用及び管理し、管理責任者又は管理補助者以外の者には使用させない。
- (2) 解析管理ソフトのパスワードは、管理責任者が責任をもって管理する。
- (3) 管理責任者の許可が無い場合は、解析管理ソフトにアクセスさせない。

## 8. 問い合わせ・苦情等の対応

管理責任者又は管理補助者は、利用者等から車内カメラの設置、運用等に関する問い合わせや苦情等を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

## 附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。